

非常時の登下校について

台風・地震などによる非常時の登下校については、次のように対応いたします。ご家庭でもお子さんをご確認いただき、非常時に備えていただきますようお願いいたします。

1 春日井市（尾張東部全域または愛知県西部全域または愛知県全域）に「暴風警報」が発令されているとき

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
 - (2) 午前7時～午前11時までに警報が解除された場合は5時間目から授業を始めますので、午後1時15分までに登校させてください。
 - (3) 午前11時を過ぎても、警報が解除されない場合は、当日の授業を行いません。
 - (4) 登校中に警報が出たことを知った場合は、登校せずに帰宅させてください。
 - (5) 土曜・日曜・祝日・長期休業中に警報が出ている時は、登校させないでください。
- ※ なお、上記(1)(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋の破損などにより登校が危険な時は、自宅待機させてください。その場合は、学校へご連絡ください。

2 給食の有無については、学校給食課からの連絡を受け、前日までに生徒を通じてお知らせします。

※ 前日までに「給食なし」のお知らせをした場合、次のようにします。

- ・ 午前7時より前に警報が解除された場合は、学校に配備している非常用給食を生徒に提供します。
- ・ 午前11時までに警報が解除された場合は、昼食を済ませて登校させてください。

午前 6 時		7 時	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時
授 業	午前 7 時前に 警報解除	午前 7 時～11 時までに 警報解除					午前11時以降 も警報発令中
	平常通り授業実施	5 時間目から授業開始（午後1時15分までに登校）					休校（授業中止）
給 食	給食の有無は、前日までに生徒を通じてお知らせします。						
	前日までに「給食なし」とお知らせした場合 ※ 非常用給食 ※ 昼食を済ませてから登校						

※ 異常気象時には、本校のホームページに随時情報を掲載します。

ご確認ください。 <http://www.kasugai.ed.jp/ajiyoshi-j/>

また、学校情報配信アプリHome&Schoolでも、必要に応じて情報をお伝えします。



3 生徒の登校後に、春日井市（尾張東部全域または愛知県西部全域または愛知県全域）に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 授業を中止し、安全を確認して、速やかに下校させます。必要なときは、職員が引率指導にあたります。
- (2) 通学路の通行が危険であると判断したときには、校内の安全な場所に集めて、危険がなくなるまで待機させます。

※ 通学路の損壊や冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、早急に学校へ電話連絡をお願いいたします。（味美中学校 電話番号 33-6800）

4 大雨・洪水・雷等について

- (1) 「大雨洪水警報」「洪水警報」が発令された場合
 - ア 授業は行いますが、通学路が冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、登校を見合わせてください。その場合は、学校へご連絡ください。
 - イ 下校時に生徒の帰宅が困難と判断した場合は、危険がなくなるまで学校に待機させます。また、帰宅の際は、安全に十分注意して帰るように指示します。
- (2) 「雷注意報」発令時の安全対策について
 - ア 家にいるときは、ご家庭の判断によって登校させてください。
 - イ 学校にいるときは、学校の指示で屋外の活動（体育・部活動）をやめさせます。
 - ウ 下校時に生徒の帰宅が困難と判断した場合は、危険がなくなるまで学校に待機させます。また、帰宅の際は、安全に十分注意して帰るように指示します。
- (3) 大雨・洪水が予想される場合に、安全を確認して早めに下校させることがあります。

5 地震発生時について

気象庁は令和元年5月31日に、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を出すことになりました。対応については以下のようにします。

春日井市において「震度5弱」以上の地震が発生した場合や「南海トラフ地震に関する情報」に伴い自宅待機等の指示が出た場合

- ア 登校前に発生した場合は、学校や通学路の安全が確認されるまで、自宅等で待機させてください。
- イ 登校中に情報が出たことを知った場合は、登校せずに帰宅させてください。
- ウ 登校後に発生した場合は、通学路の安全を確認した上で帰宅させます。ただし、通学路が危険と認められたときなどは、生徒を安全な場所で待機させる場合があります。状況によっては、お迎えをお願いする場合があります。

6 生徒が登校する以前に、春日井市（尾張東部全域または愛知県西部全域または愛知県全域）に「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発表されている場合

- (1) 午前7時の段階で「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発令されている場合は、休校となります。
- (2) その日のうちに、「警戒レベル4以上」または「特別警報」が解除されても、登校させないでください。
- (3) 解除後の授業の再開日時については、学校情報配信アプリ Home&School・学校ホームページでお知らせします。なお、学校情報配信アプリ Home&School への登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に、是非ご登録をお願いします。
- (4) 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。

7 生徒の登校後に、春日井市（尾張東部全域または愛知県西部全域または愛知県全域）に「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発表された場合

- (1) 午前7時から本校の始業時刻（午前8時25分）までに「警戒レベル4以上」または「特別警報」が発令された場合も休校です。この場合、生徒がすでに登校していたら「学校待機」とします。（状況によっては、安全を確認の上、教師引率のもと集団で下校させる場合もあります。その場合は、学校情報配信アプリ Home&School・ホームページでお知らせします。）
- (2) 発令後、即時に授業等を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。
- (3) その後、「警戒レベル4以上」または「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、生徒の安全を確保します。
- (4) 「警戒レベル4以上」または「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合は、学校から学校情報配信アプリ Home&School・学校ホームページでお知らせし、教師引率のもと集団で下校をさせます。